別記様式第2号の2（第8条の2関係）

　　　　　年　　月　　日

受付番号第　　　　号

一般廃棄物搬入許可申請書

　　　　　　　近江八幡市長　様

課　長

担　当

　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　　所　近江八幡市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

次のとおり一般廃棄物の搬入の許可を申請します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ごみの発生場所 | | 近江八幡市 | | |
| 廃棄物の内容（詳細に記入） | |  | | |
| 搬入方法 | 搬入予定日 | 年　　　月　　　日（　　　） | | |
| 搬入者住所氏名 | ※排出者と異なる場合のみ記入（理由を明記してください。）  住所：  氏名：  理由： | | |
| 搬入車両種類 | □２トン車　　□４トン車　　□その他（　　　　　　　　　　） | | |
| 車両所有者住所氏名 | ※排出者と異なる場合のみ記入 | | |
| 搬入車両番号 |  | 搬入予定回数 | 回 |

＜ごみ搬入等に関する注意事項＞

　１　ごみを環境エネルギーセンター（以下「処理施設」といいます。）へ搬入される際は、事前に搬入許可申請（搬入予定日の休日を除く４日前まで）を行い、許可証の交付を受けてください。

　２　ごみを搬入される際は、事前にごみの種類別に分別及び搬入基準内に解体等を行ってから搬入してください。

　３　次に掲げるものは、処理施設への搬入はできません。これらは、販売業者又は産業廃棄物処理業者に引き取ってもらってください。

　　(1)　産業廃棄物

(2)　有害性のあるもの

(3)　危険性または感染性のあるもの

　　(4)　爆発性、発火性、引火性のあるもの

(5)　著しく悪臭を発するもの

(6)　(1)から(5)までに掲げるもののほか、処理施設の機能に支障を生じさせるもの

　４　処理施設への搬入は、自己搬入が原則です。ただし、高齢等により自己搬入が困難な場合は、事前協議が必要です。

　５　処理施設への搬入車両は、４t車を上限とします。

　６　申請されたごみの内容について、現地確認をさせていただくことがあります。

　７　許可証は、現地確認の際発行し、現地確認を省略する場合は、郵便等により送付します。

　８　申請内容（廃棄物の内容、搬入予定日、搬入者、搬入車両等）に変更が生じた場合は、再申請が必要です。

　９　ごみ搬入時、道路等に落下、飛散しないよう対策を講じてください。万一、ごみを落下等した場合は、必ず搬入者で清掃を行ってください。

　10　処理施設内では、必ず係員の指示に従ってください。また、ごみの積み降ろし等は、原則搬入者自身が行ってください。

　11　処理施設の受付日及び時間は下記のとおりです。

環境エネルギーセンター　毎週月曜日から土曜日（ただし、年末年始は除く。）の午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時まで

　12　搬入時に、所定の手数料を納入していただきます。

　13　問合せ先　近江八幡市環境課　　　　　TEL0748-36-5509

　　　　　　　　環境エネルギーセンター　　TEL0748-38-8110